

いまなぜ?

改憲論議

本年4月26日、自民

党は「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」を発表しました。提言では、「弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力を保有」するとされています。

「反撃能力」という、あたかも専守防衛の範囲内であるかのような用語が使われていますが、これは、これまで自民党などが「敵基地攻撃能力」と呼んできたものの言い方を変えて、私たち市民に誤解させようとするものです。しかもそれだけではなく、提言では「反

敵基地攻撃能力の保有と「指揮統制機能等」も攻撃対象とすることを求めた自民党の「提言」

専守防衛の考え方の下で、弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力 (counterstrike capabilities) を保有し、これらの攻撃を抑止し、対処する。反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとする。

先制攻撃も可能、まさに戦争への道

⑪「反撃能力」～敵基地攻撃能力保有の危険性

撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含むものとする」とされており、従前、自民党などが「敵基地攻撃能力」として議論してきたものより、さらに大きな範囲の軍事力を持つとするものです。相手国の指揮統制機能への攻撃が可能になるとすれば、まさに日本が、相手国内、都市中枢部への先制攻撃ですら可能になってしまうのです。

日本が、相手国内への先制攻撃を行う能力と、それを可能にする武器を保有するようになった場合、日本にいる私たちの命が本当に守られるのでしょうか。むしろ、日本が積極的に戦争に突入すること

になり、私たちの命が危険にさらされることになるのではないのでしょうか。そして、より大きな軍事力を保有して自国が攻められないようにするという「抑止力」の考え方は、限らない軍拡競争につながります。

提言は、防衛費を現在の2倍以上となるGDP比2%以上(11兆円以上)にすることを、「力強く持続可能な防衛産業を構築」することなども述べており、日本を軍拡競争の道、戦争への道に進ませようとするものです。

さらに、ロシアが国際法や国連憲章に反してウクライナへの侵略行為を行い、プーチン大統領が核兵器の使用を示唆して国際社会を恫喝するなど、核を含めた軍事による抑止力では人々の命を守ることができないことが、現に明らかになっています。

今こそ、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約に批准し、核兵器のない世界の実現のために尽力すること、平和憲法をもつ日本が憲法9条を世界に広げ、平和な国際社会をつくるために積極的な外交を行うことが何より求められています。

(大河原壽貴弁護士)

敵の射程圏外から攻撃できる「スタンド・オフ・ミサイル」のイメージ (防衛省のホームページより)

